

平成24年3月23日
日本貸金業協会

協会員に対する処分について

日本貸金業協会（会長：飯島 巖）は、平成24年3月23日開催の理事会において、以下の処分を行うことを決議しましたのでお知らせいたします。

記

処分決定日	平成24年3月23日
処分対象者	株式会社ライフプランニング（協会員番号第005261号）
処分の種類	除名
処分の理由	平成22年度上期から平成23年度下期に至る合計4期分の会費を、連続して1年以上にわたり納入しなかったため。
根拠規定	定款第21条第1項第3号及び第2項
処分の効力発生日	平成24年3月23日
公表日	平成24年3月26日

問合せ先
日本貸金業協会
会員部 会員課
電話 03-5739-3012